

令和7年度地区診断マップ構築支援業務に係る調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和7年11月14日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1-7 ORE札幌ビル8階
札幌市デジタル戦略推進局スマートシティ推進部デジタル企画課
電話：011-211-2136
メールアドレス：ictplan@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 調達する役務名
令和7年度地区診断マップ構築支援業務
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
契約日から令和8年2月28日までとする。
- (4) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「役務（一般サービス業）」の「情報サービス、研究・調査企画サービス、その他サービス」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 品質管理体制について、ISO9001:2015の認証を受けていること。
- (7) ISO/IEC27001認証（国際標準規格）、JIS Q 27001認証（日本工業標準規格）のうち、いずれかを取得していること。

4 入札に要求される事項

- (1) 入札書及び関係書類の提出
この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（以下「参加申請に係る書類」という。）を、下記(4)アの提出期限までに提出しなければならない（送付の場合は必着のこと）。提出方法は原則として郵送によることとするが、書面による持参も可とする。また、入札者は、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 参加申請に係る書類及び入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記1に同じ

(3) 入札説明書の交付方法

上記1の場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

URL：http://www.city.sapporo.jp/kikaku/keiyaku/r7_tableau_map.html

(4) 参加申請に係る書類及び入札書の提出

入札参加者は、参加申請に係る書類及び入札書を次のとおり提出しなければならない。

ア 参加申請に係る書類及び入札書の提出期限等

(ア) 提出期限

参加申請に係る書類 令和7年11月20日（木）15時00分

入札書 令和7年11月25日（火）15時00分

※ いずれも送付の場合は必着のこと。

(イ) 提出場所

上記1と同じ

(ウ) 参加資格の確認結果の通知

上記(ア)の期限までに提出された参加申請に係る書類の審査の結果、上記3に掲げる入札参加資格が「無」の場合のみ、令和7年11月21日（金）までに該当者に通知する（有の場合は通知しない）。

※ 参加申請に係る書類の提出がない場合には、入札書等が提出されても無効とする。

(5) 開札の日時及び場所

令和7年11月25日（火）15時30分

ORE札幌ビル8階 デジタル戦略推進局会議室

（〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1-7）

5 入札手続等

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）に定める休日（以下「休日」という。）の場合は翌開庁日）までに、納付又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効 次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成15年9月10日管財部長決裁）第8号各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 上記4(4)の提出期限以後、落札者の決定までの間に上記3の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者がした入札

(4) 契約書作成の要否

要する。

(5) 落札者の決定方法等

上記3の入札参加資格を有すると認めた入札参加者のうち、札幌市契約規則7条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

(6) 詳細は入札説明書による。